

滋メ協第31号
平成26年(2014年)7月25日

各地域メディカルコントロール協議会長様

滋賀県メディカルコントロール協議会長

救急救命士薬剤投与(心肺機能停止前)講習および実習修了者の認定
および登録にかかる手続について(通知)

標記のことについて、先般開催しました当協議会メディカルコントロール部会における
検討結果を踏まえ、別紙のとおり決定しましたので御承知いただくとともに、関係者およ
び関係機関にお知らせいただくようお願いします。

滋賀県防災危機管理局消防・保安チーム 古川・藤田
TEL : 077-528-3431 FAX : 077-528-4994
滋賀県健康医療福祉部健康医療課 医療整備担当 大友・藤居
TEL : 077-528-3625 FAX : 077-528-4859

救急救命士薬剤投与(心肺機能停止前)講習および実習修了者の認定および登録にかかる手続について

- 1 地域MC協議会において救急救命士の薬剤投与(心肺機能停止前)にかかる所定の講習および実習を実施した場合は、その協議会長は修了者に「修了書証明書」(記載例参照)を発行する。

なお、講習と実習を別々に実施しても構わないものとする。

- 2 消防本部消防長は、該当の救急救命士が薬剤投与(心肺機能停止前)にかかる所定の講習および実習を修了した場合は、すみやかに、下記の必要書類を添付のうえ、県MC協議会長(県MC協議会事務局)に対し、修了報告(記載例参照)を行う。

【必要書類】

- (1) 薬剤投与認定書(心肺機能停止後)の写し
- (2) 講習および実習の修了証明書(心肺機能停止前)

※平成27年度以降の試験により、救急救命士の資格を取得した者は、そのことを証明する書類等

- 3 県MC協議会事務局は、上記の修了報告に基づき、県MC協議会長と協議のうえ、当該救急救命士が薬剤投与(心肺機能停止前)を実施して差し支えないものと判断される場合には、認定書(別紙様式)を交付する。

- 4 県MC協議会事務局は、認定を受けた救急救命士を登録するための名簿を作成し、管理する。

平成26年1月31日付け医政指発0131第2号厚生労働省医政局指導課長通知

「救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施のための講習及び実習要領並びに修了の認定等について」【抜

1 講習及び実習について

(7) 講習及び実習修了証明書の発行について

適正な筆記試験および実技試験を行い、その試験に合格した者について、講習及び実習の実施施設の長が講習及び実習修了証明書を発行すること。

2 講習及び実習修了者の認定及び登録について

～省略～

都道府県MC協議会は、救急救命士の資格を有し、1(7)に基づく修了証明書によって、上記が把握できた者に対して、心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施に係る認定書を交付し、また、その認定を受けた救急救命士を登録するための名簿を作成、管理する

～省略～

(様式例)

第〇〇〇号

修了証明書

〇 〇 〇 〇
昭和□年□月□日生

上記の者は薬剤投与(心肺機能停止前)に要する所定の講習および実習をすべて修了していることを証明します

平成□年□月□日

□□□メディカルコントロール協議会長

(様式例)

番 号
平成〇〇年〇月〇日

滋賀県メディカルコントロール協議会長 様

〇〇消防本部消防長

救急救命士薬剤投与(心肺機能停止前)講習および実習の修了について

このことについて、当本部所属の救急救命士が下記のとおり講習および実習を修了しましたので報告します。

1 修了職員
職 名 氏 名

2 状 況

内 容	期 間	修了機関名
講 習	平成〇〇年〇月〇日 ~ 平成〇〇年〇月〇日	〇〇〇〇
実 習	平成〇〇年〇月〇日 ~ 平成〇〇年〇月〇日	〇〇〇〇

(様式)

認定第〇〇〇〇号

認 定 書

〇 〇 〇 〇
昭和□年□月□日生

上記の者は薬剤投与(心肺機能停止前)に要する所定の講習および実習をすべて修了していることを認定します

平成□年□月□日

滋賀県メディカルコントロール協議会長

救急救命士の薬剤投与の認定の流れ

